

情報共有のための資料 (滋賀県からの提供資料)

琵琶湖の環境保全について

—「マザーレイク 21 計画」への取り組み—

1 琵琶湖の特徴

- ・ 価値（宝湖、“生き物”、湖沼保全のモデル）
- ・ 自然条件（集水域は県域、湖流・躍層等の水理条件）
- ・ 社会経済条件（湖と人との歴史・文化、風土）

2 環境悪化と要因

- ・ 現象（富栄養化、生態系の変化、微量化学物質の懸念）
- ・ 要因（都市化、工業化、農業形態、生活スタイル——
——→汚濁負荷量の増加、自然の改変など）

3 既存施策の経過

- ・ 国主導の施策、県独自の取り組み（資料—1）
- ・ 行政と県民・事業者等の連携

4 マザーレイク 21 計画の特徴

(1) 既存施策との違い（資料—2）

- ・ 新たな視点（湖と人との共生、保全の規範）
- ・ 新たな取り組み（協働、河川流域単位、土地利用制度）

(2) 段階的計画目標 (資料—3)

- ・ 3分野に集約 (水質保全、水源かん養、自然的環境・景観の保全)
- ・ 将来目標の設定 (あるべき姿)
- ・ 超長期的計画 (第1期、第2期、50年先)

5 計画の要点

(1) 水質改善

- ・ 水循環システムの回復 (かん養、循環利用、ノンポイント対策など)
(資料—4)
- ・ 河川流域単位の取り組み (湖東地域エコトピア計画の例、資料—5)

(2) 生態系の保全

- ・ エコトーン (湖辺部の推移帯) の機能重視 (資料—6)
- ・ ビオトープ (生物生息空間) のネットワーク化 (5の生態系、資料—7)

6 計画の運用

- ・ 柔軟な運営 (PDCAサイクル)
- ・ 情報の交流 (Open-to-Public、行政の役割)

(以上)

主な琵琶湖の環境保全施策 資料1

(条例名等は通称、●●●●は県独自条例等)

施策区分	施策の内容等
1 富栄養化の防止 (汚濁量の削減)	「県公害防止条例」改正 (1972) 「粉石けん使用推進県民運動」県連絡会議結成 (1978) ●●●●「琵琶湖条例(富栄養化防止条例)」制定 (1979)●●●● 「クリーン&リサイクリング農業」策定 (1980) 琵琶湖流域下水道一部供用開始 (高次処理:1982) 農村下水道第1号完成 (高次処理:1985) ●●●●「県生活雑排水推進要綱」制定 (1990)●●●● 「びわ湖せっけんエコクリーン」発売 (1992) ●●●●「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」制定 (1996)●●●●
(湖内の浄化等)	水草刈り取り事業の開始 (1974) 「琵琶湖水質保全対策行動計画」策定 (1997)
(指定・計画等)	「琵琶湖環境保全対策」策定 (1972) 「琵琶湖ABC作戦」策定 (1980) 琵琶湖を湖沼法の「指定湖沼」に指定 (1985) 湖沼法の「琵琶湖水質保全計画」策定 (1987) 「第2次琵琶湖水質保全計画」策定 (1992、1997第3次)
2 琵琶湖景観の保全	琵琶湖国定公園の指定 (1950) 「美しい湖国をつくる会」結成 (琵琶湖一斉清掃:1971) ●●●●「風景条例」制定 (1984、1997改正)●●●● ●●●●「クリーン条例(ごみの散乱防止条例)」制定 (1992)●●●●
3 湖沼生態系の保全	●●●●「ヨシ群落保全条例」制定 (1992)●●●● 琵琶湖をラムサール条約登録湿地に指定 (1993)
4 集水域の保全等	「琵琶湖総合開発計画事業」に着手 (1972) ●●●●「県アセスメント要綱」制定 (1981、1992改正)●●●● 「琵琶湖総合開発計画事業」改定延長 (1982、1992再延長) 「県自然保護計画」策定 (1987) 「湖国環境プラン」策定 (1987) 「緑化基本計画」策定 (1988) ●●●●「県ゴルフ場農業安全指導要綱」制定 (1992)●●●● 「公共工事の環境対策の手引き」作成 (1993~1994) 「滋賀県生物環境アドバイザー制度」の設置 (1994) ●●●●「滋賀県環境基本条例」制定 (1996)●●●● 滋賀県長期構想「新・湖国ストーリー2010」策定 (1997) ●●●●「滋賀県環境総合計画」策定 (1997)●●●● ●●●●「滋賀県環境影響評価条例」制定 (1998)●●●● 「マザーレイク21計画(琵琶湖総合開発計画)」策定 (2000)
5 環境学習・教育	環境教育実践推進校・研究指定校の指定 (1980) 7月1日を「びわこの日」に決定 (1981) 「びわ湖フローティングスクール(湖の子)」就航 (1983) 「県民環境講座」開講 (1986) 「環境セミナー船」運航開始 (1989) 琵琶湖博物館設置 (1996) 「びわこ地球市民の森」整備開始 (2001)
6 調査研究等	県衛生環境センター改組(公害課設置:1971) 県琵琶湖研究所設立(大津市) (1982) 「(財)琵琶湖・淀川水質保全機構」設立(大阪市:1993) 滋賀県立大学開学(環境科学部設置:1995)
7 国際協力等	「第1回世界湖沼環境会議」開催(大津市) (1984) (財)国際湖沼環境委員会(I L E C)設立 (1987) U N E P国際環境技術センター開所(草津市:1992) 「第9回世界湖沼会議」開催(大津市) (2001)

Environmental Policy (Lake Biwa)
琵琶湖の環境保全施策

	Past (既存施策)	Present-Future (新たな施策)
Object (保全対策)	Eutrophication Prevention 富栄養化防止	Eutrophication Prevention 富栄養化防止 Ecosystem Conservation 生態系保全 Chemical Substance 化学物質対策
Measures (施策例)	Eutrophication Prevention Ordinance 富栄養化防止条例(1979~) Water Quality Conservation Plan 琵琶湖水質保全計画(1987~) Comprehensive Development Project 琵琶湖総合開発計画(1972~1997)	Mother Lake 21 Plan マザーレイク21計画(琵琶湖 総合保全整備計画、2000~)
Principle (基本理念)	Adjustment between Development and Conservation 地域整備と環境保全の整合	Symbiosis between Lake Biwa (Nature) and the People 琵琶湖(自然)と人との共生
Target (Water Quality) (水質保全)	Point Source Countermeasure 固定発生源対策の重視 Regulation, Treatment measures, etc (法規制、排水処理事業、啓発)	Sound Water Circulation System 健全な水循環システム Recharge and Recycle of Water Resources (水源かん養、循環利用、 Non-point Source Countermeasures ノンポイント対策)
Bodies (実施主体)	Cooperation 行政と県民・事業者の連携	Colaboration 行政・県民・事業者等の協働
Area (実施対象)	Uniform in the Prefecture 全県一律的に実施	Water Basin Workshop 河川流域単位の取り組み重視 Up. Middle. Down Stream (上・中・下流域)
Information (環境情報)	One-Way information 行政情報の提供 Administrative Guideline (行政指導、広報活動)	Multilateral Communication 主体間の情報交流(共有化) Open-to-Public (情報公開、パブリックコメント)

- **計画期間** 1999年度から2020年度
 第1期：12年間（1999年度～2010年度）
 第2期：10年間（2011年度～2020年度）

● **計画目標**

おおむね50年後（2050年頃）の琵琶湖のあるべき姿を念頭に20年後（2020年）の琵琶湖を次世代に継承する姿として設定し、第1期、第2期においてそれぞれの3つの目標を不可分のものとして取り組みます。

第1期目標

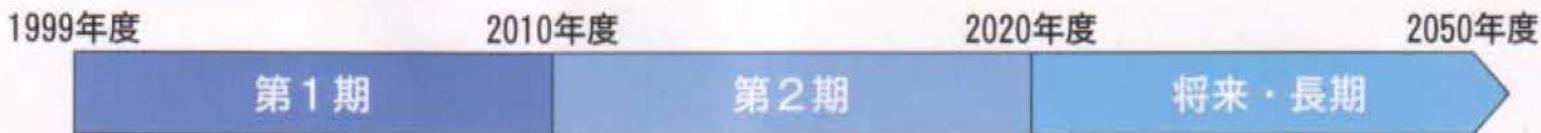
- **水質保全**
昭和40年代前半レベルの流入負荷
- **水源かん養**
降水が浸透する森林、農地等の確保
- **自然的環境・景観保全**
生物生息空間(ビオトープ)をつなぎネットワーク化するための拠点の確保

第2期目標

- **水質保全**
カビ臭、淡水赤潮、アオコの発生が慢性化する以前の水質(昭和40年代前半の水質状況)
- **水源かん養**
森林、農地等が有する浸透貯留機能の向上と、自然の水循環を生かす適正な水利用の推進
- **自然的環境・景観保全**
生物生息空間(ビオトープ)の拠点をつなぎネットワークの骨格の概成

あるべき姿

- **水質保全**
昭和30年代の水質
- **水源かん養**
自然の水循環を生かす淡海の森と暮らし
- **自然的環境・景観保全**
湖の環境を守る豊かな自然生態系のなかで、多様な生物の営みによって四季折々に美しい固有の景観を見せる琵琶湖

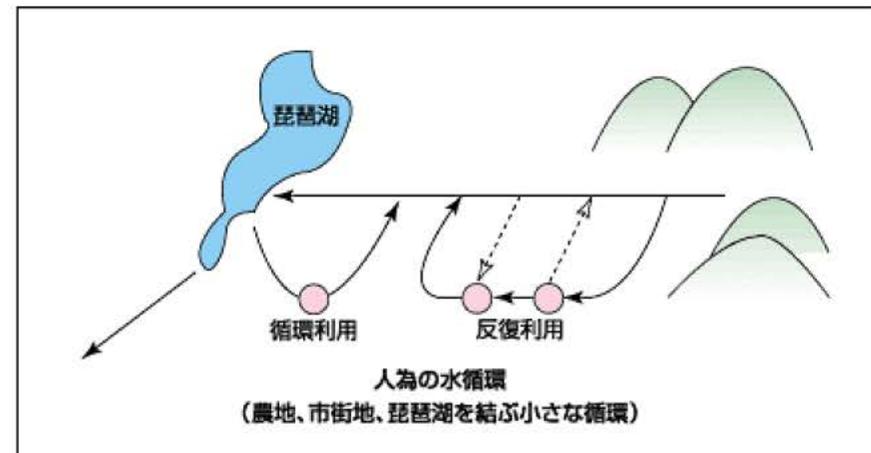
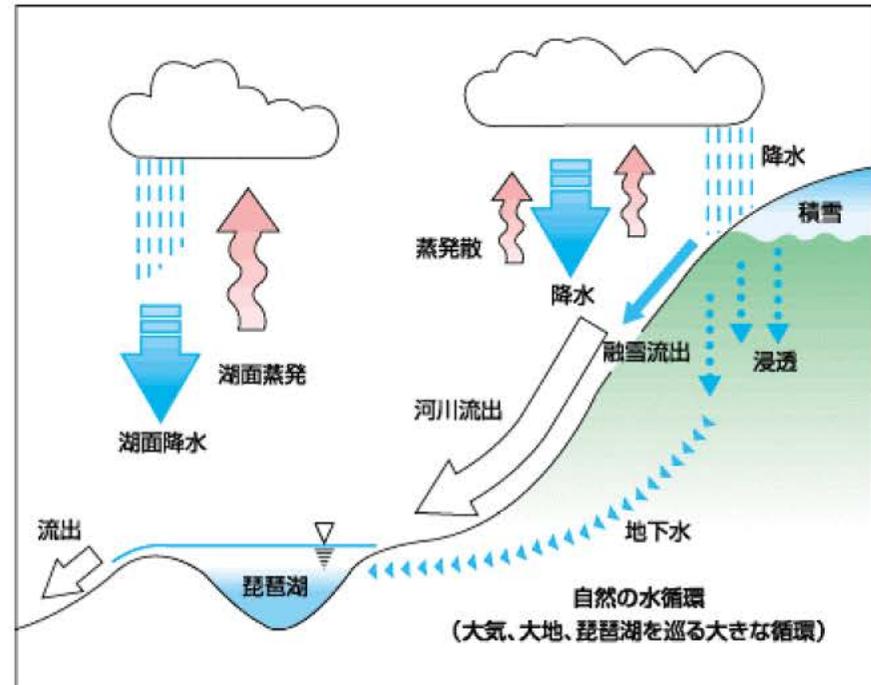


水源かん養

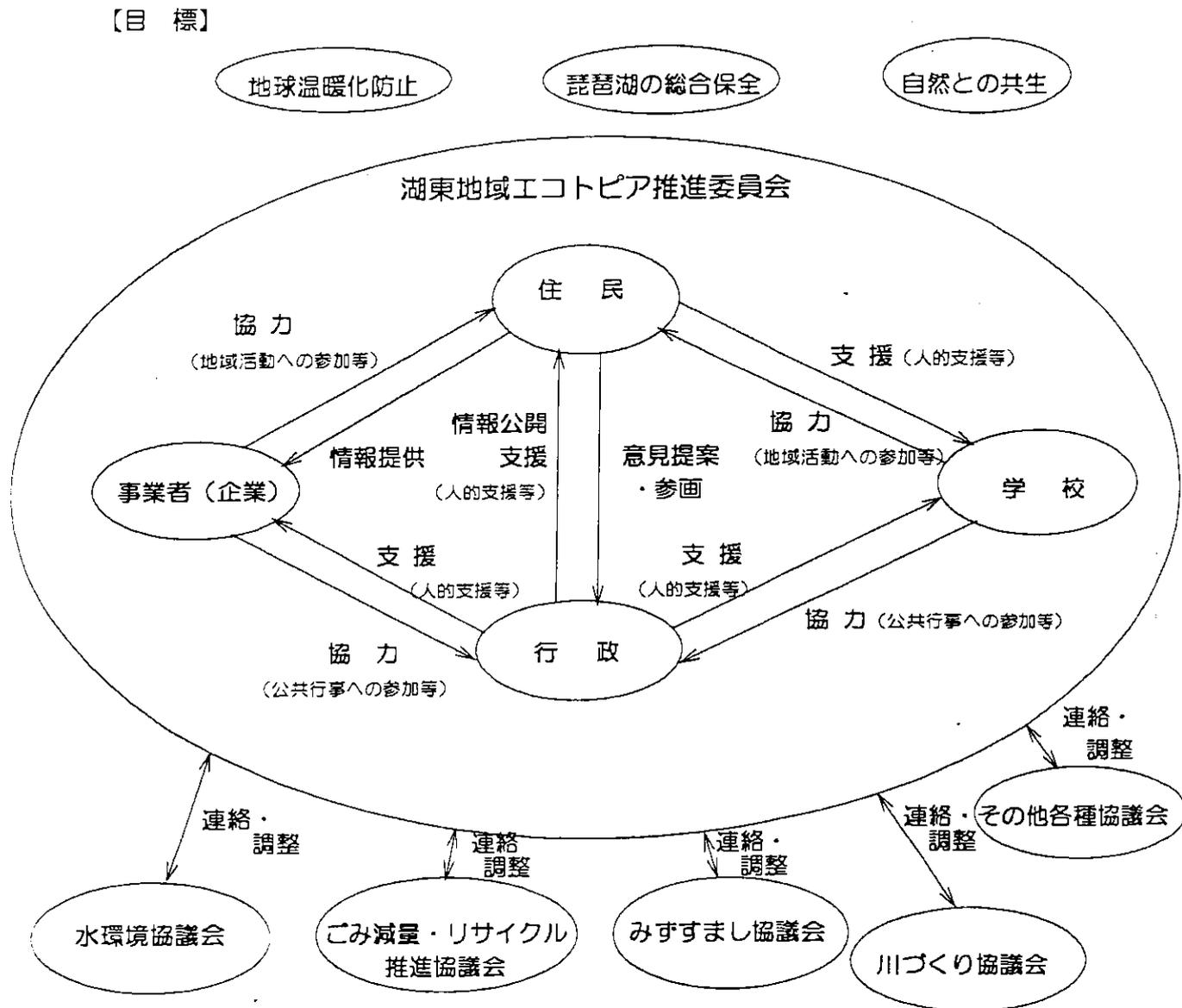
- 自然の水循環の保全:

農地・森林など
浸透貯留域の面的確保

- 人為的な貯留機能の強化:
再利用・循環・反復かんがい, 雨水利用など



湖東地域エコトピア計画の全体図



＜参考例＞

【住民と学校の関係】

環境教育の体験活動（PTA主体）として、地域（小学校区単位）で行われる環境保全活動に児童等の参加。
地域の文化・環境づくりに携わっている住民を実践環境教育指導者として学校への派遣。

【学校と行政の関係】

行政が実施する環境関係行事（例：一斉清掃）に環境教育学習の一環としての参加。
行政は、環境関係職員が環境教育指導者としての派遣。

【行政と事業者（企業）との関係】

企業の社会活動として、環境関係行事（例：一斉清掃）への参加。
行政情報の提供および企業内環境研修等への環境関係職員が講師としての派遣。

【住民と事業者（企業）との関係】

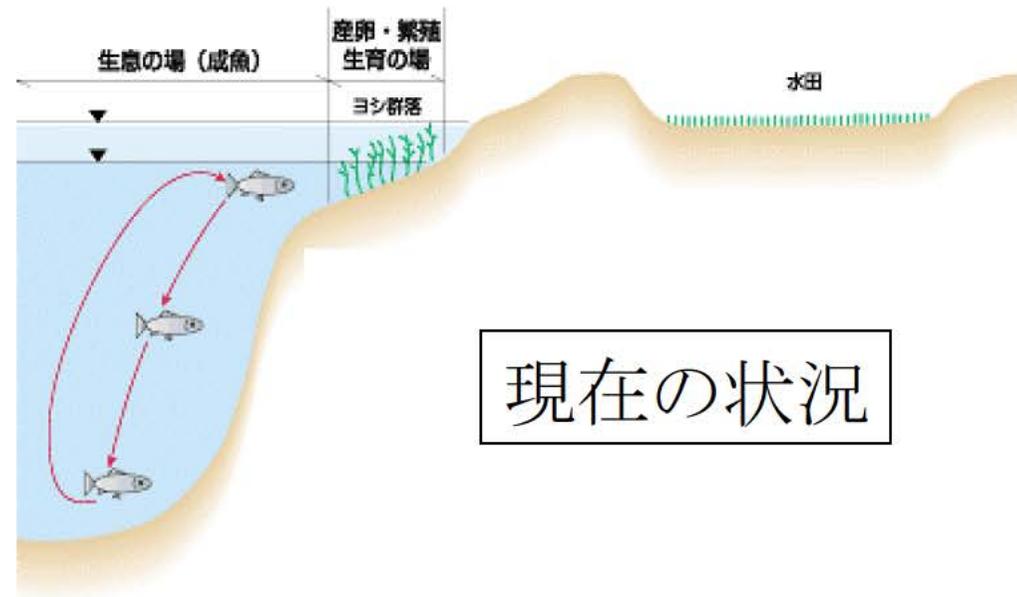
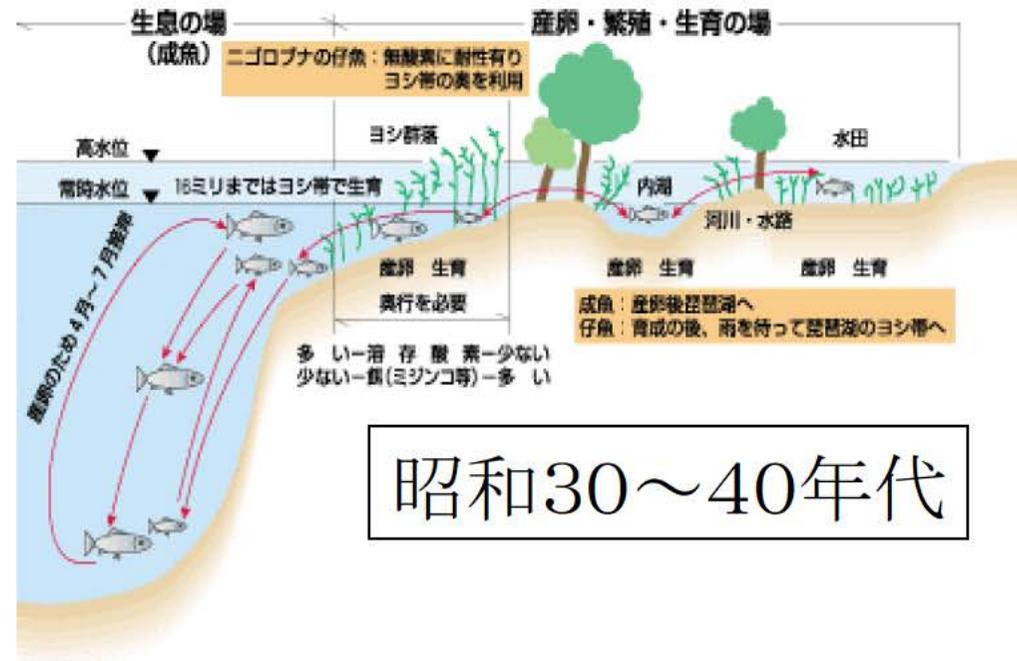
地域の伝統文化等行事に、企業の地域貢献活動としての参加。
地域としては、地域の伝統文化等行事の情報提供。

【住民と行政との関係】

行政機関への意見および各種協議会やイベント等への参画。
行政情報の公開と地域での環境に関わる催しへの環境関係職員が派遣。

自然的 環境・景観 保全

水域と陸域の
推移帯(エコ
トーン)の機
能を重視



ビオトープ ネットワークの 保全、拡張

